

まい・あみ・まつり2011

まい・あみ・まつり
2011

がんばろう阿見町

8/6日(土)・7日(日) 15:00~21:00

場所: さわやかセンター前通り
主催: まい・あみ・まつり実行委員会

原画: 阿見第一小学校5年 高田 風花(たかたふうか)

22回目を迎える『まい・あみ・まつり2011』。今年のポスターの原画には、阿見第一小学校5年生の高田風花さんの作品が選ばれました。(19ページにステージ・ストリートでの催しについて掲載)

会場: まい・あみ特設ステージ /
まい・あみストリート(通称)
日時: 8月6日(土)・7日(日)
午後3時~9時

●交通規制のお知らせ●

8月6日・7日、さわやかセンター前通りは午後3時から9時30分までの間、交通規制により通行止めになります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

人と自然がつくる楽しいまち—あみ

●主な項目●

広報あみ

- 町国際交流協会十三年目の歩み … 2
- 後期高齢者医療制度の保険料と納め方 … 4
- 介護保険料の納付について … 8
- 平成22年度下半期財政事情 … 12
- 平成24年度町職員採用試験案内 … 13
- まい・あみ・まつり2011の催し … 19

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して
町国際交流協会

十二年目の歩み

町国際交流協会は設立後13年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および地域国際交流それぞれに町民の皆さまのご協力を得て順調に推進されてきました。

中国柳州市との友好都市交流では、6月下旬に柳州市李麗珍文化局長を団長に農業局長のほか一般市民からなる友好代表団14人が来町し、町内施設（中郷保育所・県立医療大学阿見中学校）の視察をはじめ、茶道体験や町民との太極拳交流を行いました。また、8月上旬には、柳州市から学生使節団16人（学生12人・引率4人）が来町し、町内の家庭にホームステイし、阿見中学校との交流をはじめ、茶道・吹き矢の体験、まい・あみ・まつりの神輿体験・盆踊りに参加して交流を深めました。

また、米国スーペリア市との姉妹都市交流では、7月下旬に中学生親善大使16人（学生12人・引率4人）がスーペリア市に派遣され、一般家庭にホームステイしながら米国での生活を体験しました。また、9月下旬には、川田会長を団長とした親善訪問団8人が派遣され、スーペリア市

民との交流やスーペリア・阿見ロータリークラブ間の交流を深めるとともに、議定合意書の更新（2010年～2015年）とビリンググス公園内に第一期工事として完成した友情庭園の除幕式に参列しました。

一方、地域在住の外国人との交流は、国際親善花見会にはじまり、応援コーナー『ハッピータイム』、まい・あみ・まつりへの参加、日本文化体験ツアー（県自然博物館・ヤクルト工場）、ギョーザとけんちん汁作りながらの料理交流会、世界文化紹介（デンマーク編）、外国人のための日本語教室・発表会など、多くの協会会員および町民の参加を得て楽しく交流・支援を進めることができました。また、『さわやかフェア2010』に参加して当協会の活動をPRするとともに、国際農園グループ生産の農作物の販売を行い、収益金を寄付しました。

町国際交流協会は今後ともこれまでの実績を踏まえ、町民のニーズに合った国際交流活動の展開を進めていきます。町民の皆さまのご支援と積極的なご参加をお願いします。

中国柳州市友好代表団来町（6月23日～26日）

● 茶道の体験



● 太極拳交流



● 諏訪原さん宅訪問



● 町民交流パーティー



中国柳州市学生使節団来町（8月6日～10日）

● 歓迎式・対面式
ホストファミリーと一緒に



● 吹き矢の体験



● 阿見中学校での交流



● まい・あみ・まつり
オンステージ



町親善訪問団、米国スーペリア市を訪問（9月27日～10月3日）

● 議定合意書の更新
（2010年～2015年）



● 友情庭園除幕式



● ロータリークラブ例会に参加
バナーの交換



● 市庁舎・議場の視察



平成 22 年度の活動

- 4.4 ▶国際親善花見会 (165 人)
- 4.1・4.11 ▶外国人のための日本語教室
前期開講 (木曜・日曜クラス)
- 4.11 から▶在住外国人応援コーナー『ハ
ッピータイム』毎月第 2・4 日曜日
- 4.16 ▶理事会
- 4.24 ▶総会
- 6.8 から▶通訳研修会 (第 1 回～第 4 回)
- 6.23 ～ 6.26 ▶中国柳州市友好代表団
(14 人) 来町
- 7.2 ▶協会広報紙「NOW」37 号発行
- 7.23 ～ 8.1 ▶町中学生親善大使 (16 人)
米国スーパーリア市訪問
- 8.6 ～ 8.10 ▶中国柳州市学生使節団
(16 人) 来町
- 8.8 ▶町在住の外国人とともにまい・あ
みまつり 2010 盆踊りに参加 (76 人)
- 9.27 ～ 10.3 ▶町親善訪問団 (8 人) 米
国スーパーリア市訪問
- 10.7・10.10 ▶外国人のための日本語教
室後期開講 (木曜・日曜クラス)
- 10.24 ▶さわやかフェア 2010 に参加
- 10.29 ▶理事会
- 10.30 ▶日本文化体験ツアー (42 人)
- 11.30 ▶協会広報紙「NOW」38 号発行
- 12.5 ▶外国文化に触れよう (料理交流
会 / 48 人)
- H23.2.13 ▶世界の文化紹介 (デンマー
ク編、奥井フレデリクセン・マリさん /
60 人)
- 2.27 ▶外国人による日本語発表会 (発
表者 12 人 / 4 国)
- 3.7 ▶茨城大学留学生支援団体との交流
- 3.25 ▶協会広報紙「NOW」39 号発行

● 会員募集 ●

- 対 象** 国際交流活動や国際協力に興
味・関心がある人なら、ど
なたでも入会できます。国籍・
住所・年齢・性別は問いませ
ん
※外国語を話せる必要もあ
りません
- 会 費** ▼個人・学生会員：一口 1,000
円 (中学生以下 500 円) ▼賛
助会員：一口 10,000 円
- 申込方法** 協会に備え付けの申込書に必
要事項を記入し、会費を添え
て申し込む。申込書は協会ホ
ームページからもダウンロード可

町内地域交流

● 国際親善花見会



● ハッピータイム



● まい・あみ・まつり (盆踊りに参加)



● さわやかフェア 2010 (大学イモと野菜の販売)



● 日本文化体験ツアー (県自然博物館、ヤクルト工場)



● 外国文化に触れよう (皮から作るギョーザ作りに挑戦)



● 世界の文化を知ろう (デンマーク編)



● 外国人による日本語発表会



● あなたの参加を待っています ●

協会の活動内容・運営方法・組織体制・中長期の展望計画などについ
て、あなたのご提案や活動への積極的な参加を求めています。協会の
ホームページもご覧いただき、ご意見やご提案をお寄せください。
電話または E メールでも結構です。

- 問合せ** 役場 2 階町国際交流協会事務局 ☎ 888-1111 (292)
- ▼ Eメール: aiea-ami@atlas.plala.or.jp
 - ▼ ホームページ: <http://www.town.ami.ibaraki.jp/aiea/index.html/>

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の 保険料と納め方

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額	所得割額
定額 37,462 円	所得から計算 (総所得金額等※ - 33万円) × 7.6%

賦課限度額（年額） = 50 万円
(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 50 万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます

後 期高齢者医療制度（長寿医療制度）以下、後期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に個人ごとと算定し、定額の『均等割』と所得に応じて計算される『所得割』の合計となります。保険料率は県内一律となり、医療費の動向等を踏まえて2年ごとに見直されます。なお、平成22年度および平成23年度は、前年度の保険料率が据え置かれます。

均等割軽減の基準額

軽減割合	被保険者全員および世帯主の総所得金額等が下記の金額以下の世帯
9割	均等割額の8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（そのほかの各種所得がない）の場合
8.5割	基礎控除額（33万円）
5割	基礎控除額（33万円）＋24万5千円×世帯主を除く同一世帯内の被保険者数 ※被保険者である当該世帯主を除く
2割	基礎控除額（33万円）＋35万円×同一世帯内の被保険者数

保険料の軽減措置

均等割軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額』が左表の基準額を超えない場合、保険料の均等割部分が軽減されます。

減されます。

※軽減判定の注意：世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合においても、世帯主の総所得金額等も軽減判定の対象になります

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

所得割軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において被用者保険（全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合）の被扶養であった人は、所得割がかからず、均等割額が9割軽減されます。これにより、年間保険料は3700円となります。

被扶養であった人の軽減

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません



保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収・年金から引かれる方法▼普通徴収：納付書や口座振替により納める方法――の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の1回あたりの合計が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超える人

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

年金天引きから口座振替に変更できます

特別徴収対象の人は、国保年金課窓口へお申し出いただくことにより、保険料の特別徴収を中止し、口座振替によりお支払いいただくことが可能となります（現在普通徴収の人でも、事前に申請ができます）。

口座振替への変更を希望する人は、▼振替口座の預金通帳▼通帳の届出印▼被保険者証—をお持ちのうえ、国保年金課窓口にて申請をお願いします。

なお、申請の時期により年金からの天引きを中止できる月は異なります。

※本人以外の口座からの振り替えができません。その場合、口座名義人の所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります

※口座振替後、振替不能となった場合は、年金からのお支払いに変更させていただきますこともありますのでご了承ください

医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は『1割』と『3割』があり、前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成23年7月31日までとなっています。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上（詳細は右下文中を参照）
一般	1割	上記以外

後期高齢者医療制度の被保険者証は8月1日付で更新

後期高齢者医療制度の被保険証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険証は7月下旬に郵送します。

保険料の納め忘れはございませんか？

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険証の有効期限が短くなることがあります。お早めにお納めください。

※有効期限を過ぎた古い被保険証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成23年 7月31日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

発効期日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

3・9・0・8 4・4・3・9
茨城県後期高齢者医療広域連合

※現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合は、383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行すること

によって被保険者が1人となり、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』の更新

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証により、医療機関に入院する際に提示することで医療費の1か月の自己負担限度額（保険診療分）と入院時の食事代（標準負担額）が減額されます。また、申請した月の初日から適用されます。

毎年7月31日までの有効期限となっており、8月が更新となります。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険証に同封されて郵送されます。新規該当者には通知をお送りしますので申請をしていただくようになります。

8月から 更新です

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

▼国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0:80580 茨城県 阿見町

▼国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
適用対象者	生年月日
発効期日	有効期限
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

●国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月（1日生まれの人は当月）から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りして自己負担割合が記載されています。

▼2割（平成24年3月31日まで1割）…住民税課税所得が14.5万円未満の人（一般）

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（平成24年3月31日まで1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします。

※70歳から74歳の人（現役並み所得者を除く）の自己負担割合は、平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月からは2割に変更される予定です

▼3割…住民税課税所得が14.5万円以上の人（現役並み所得者）

1 国民健康保険限度額適用認定証
70歳未満の国保加入者が入院した場合、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いは、高額療養費自己負担限度額までとなります。
※交付にあたっては国保税に滞納がないことが条件

2 国民健康保険標準負担額減額認定証
町民税非課税世帯の国保加入者で70歳から74歳の人（後期高齢者医療制度加入者を除く）および70歳未満の町民税非課税世帯の人（国保税に滞納がないことが条件）が入院

3 国民健康保険標準負担額減額認定証
上記2の認定証の交付が受けられない町民税非課税世帯の国保加入者に交付されるもので、入院した場合の食事代が軽減されます。

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等を医療機関に提示すると

1 国民健康保険限度額適用認定証

2 国民健康保険標準負担額減額認定証

3 国民健康保険標準負担額減額認定証

●認定証等の更新について

現在交付されている上記123の有効期限は7月31日までです。更新および新規交付を希望する人は、申請する人の国保の保険証と認印を持参のうえ、国保年金課窓口にて申請してください。なお、別世帯の人が申請される場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）もあわせて持参してください。

した場合には、医療費の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が軽減されます。



ご利用ください 保険料『免除』・『猶予』制度



第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)

▼表:基準となる所得(収入)の目安

区分	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除	162万円 (257万円)	92万円 (157万円)	57万円 (122万円)
4分の3免除	230万円 (354万円)	142万円 (229万円)	93万円 (158万円)
半額免除	282万円 (420万円)	195万円 (304万円)	141万円 (227万円)
4分の1免除	335万円 (486万円)	247万円 (376万円)	189万円 (296万円)

※()内の金額は源泉徴収される前の収入金額です(給与所得の金額は、給与などの金額から給与所得控除額を差し引いて算出されます)

- ※2人世帯は夫婦世帯、4人世帯は夫婦と子ども2人(全額免除を除き、そのうち1人は特定扶養親族)の世帯です
- ※2人世帯、4人世帯とも、夫婦のどちらかに所得(収入)のある世帯です

●対象:本人・配偶者・世帯主の前年所得が左表に該当する人
 ※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります
 ※本人・配偶者・世帯主それぞれの扶養の人数の欄が基準となります

●承認されると:7月から翌年6月まで、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1—の納付が免除されます
 ※4分の3免除・半額免除:4分の1免除は、残りの額を期限内に納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納付してください

■保険料免除制度
 『全額免除』、『4分の3免除』、『半額免除』、『4分の1免除』の制度があります。
 経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果(承認・却下)をお手元に通知します。平成22年度の受付は8月1日(月)までです。

■手続きに必要なもの
 ▼年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)
 ▼認印(本人が署名する場合不要)
 ▼失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・雇用保険被保険者資格喪失確認証—などの写し
 ▼今年、町へ転入した人は前年の所得状況『各種控除内容(社会保険料控除・医療費控除等)も記載されているもの』を証明するもの(※)
 ▼前年所得がある人は、前年所得を

●承認されると:7月から翌年6月まで保険料の納付が猶予されます
 ※本人・配偶者それぞれの扶養の人数の欄が基準となります
 対象:30歳未満の国民年金第一号被保険者で、本人・配偶者の前年所得が、表の『全額免除』欄に該当する人
 ※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります

■若年者納付猶予制度
 免除が該当しない場合でも、30歳未満の人に限り利用できる制度です。

■追納しましょう!
 免除・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。追納することによって将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。
 ただし、3年目以降に追納する場合、当時の保険料に計算がつかますので、お早めの『追納』をおすすめします。

■継続申請
 申請時の希望により、翌年度以降継続して免除(猶予)の審査ができます。
 ただし、失業等を理由として承認された人や、4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認された人は、毎年申請が必要です。

証明するもの(※)
 ※保険料免除、若年者納付猶予を申請する人で配偶者・世帯主が該当する場合、その人の書類も必要になります

追納の問い合わせは土浦年金事務所(☎824・7121)まで

65 歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165)

65 歳以上の人の介護保険料 (平成 23 年度)

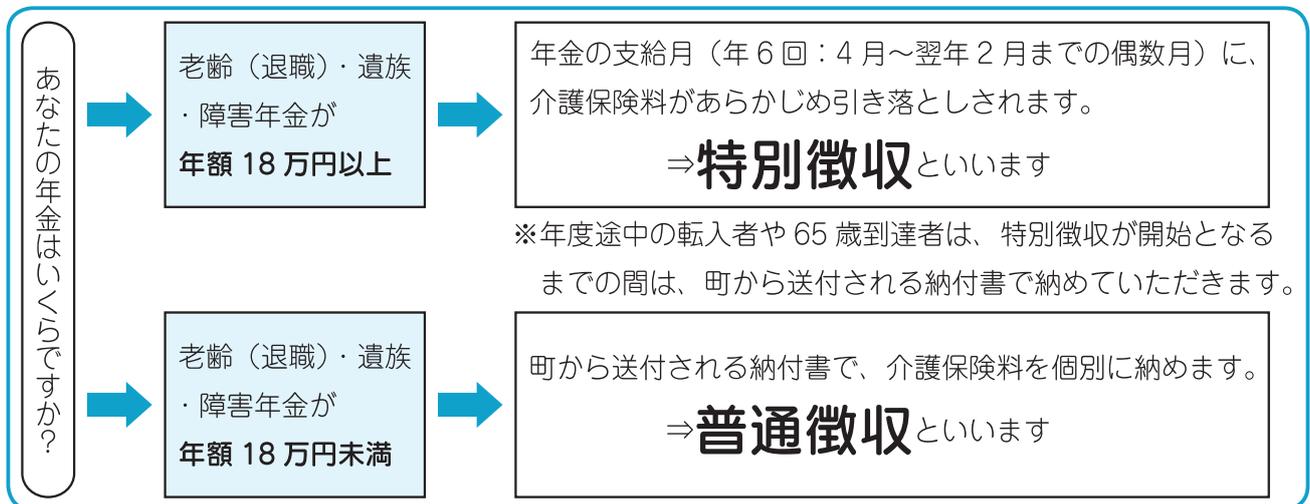
皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

段階	対 象	年間保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	22,200 円
2	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	22,200 円
3	世帯全員が町民税非課税で、上記以外	33,300 円
4	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	36,800 円
4	本人が町民税課税で、同一世帯に課税者がいて、上記以外	44,400 円
5	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満	55,500 円
6	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上	66,600 円

保険料の納め方

65 歳以上の人の介護保険料の納め方は 2 種類 (特別徴収・普通徴収) あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります。(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)



■ お支払いでお困りの人は

特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時に、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。お支払いでお困りの人は、分割納付の制度もありますのでご相談ください。

また、次のような保険料の軽減制度もあります。

● **生計が困難な人の減額**

世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預貯金・資産等が一定の要件に該当する場合

● **災害などによる減免**

災害などの特別な事情により、お支払が一時的に困難となった場合

● **問い合わせ:** 社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

介護の認定を受けている皆さんへ

低所得者等の自己負担額軽減

軽減を受けるには申請が必要です！

社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165)

施設サービス利用時の居住費（滞在費）・食費の負担軽減

介護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

■負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

利用者負担 第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で 80 万円以下の人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第 2 段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▼利用者負担第 4 段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第 4 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第 4 段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第 4 段階の人は、『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費とを負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は利用者負担第 3 段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置

社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者で、申請により町が軽減対象者（住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている人）であると認めた人について、利用者負担額・居住費および食費が軽減されます。ただし、当該軽減措置を実施している社会福祉法人に限られます。

▼対象

- 次のすべてに該当し、町が生計困難と認めた人
1. 世帯全員の住民税が非課税
 2. 世帯の収入額・貯蓄額が基準額以下（右表）
 3. 自宅以外に活用できる資産（土地や家屋等）を所有していない
 4. 負担能力のある親族等に扶養されていない
 5. 介護保険料を滞納していない

●基準額表

区 分	1人世帯	2人以上の世帯
基準収入額	150万円	1人増すごとに 50万円加算
基準貯蓄額	350万円	1人増すごとに 100万円加算

※収入には、仕送りや手当、非課税年金等を含む

※貯蓄には、有価証券・債権等も含む

▼対象サービス

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホームの施設サービス—など

※現在認定証をお持ちの人は、**6月30日**で有効期間が満了になります。引き続き軽減を希望する人はお早めに役場 1 階社会福祉課で更新手続きをしてください。なお、更新以外の申請も随時受け付けていますので、詳しくは社会福祉課 ☎ 888-1111 (164・165) までお問い合わせください

ひとりじゃないから頑張れる 楽しくリハビリ



申込・問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

町 では機能訓練事業（集団でのリハビリテーション）を実施しています。仲間と一緒に、運動やレクリエーション・会話を通してリハビリをしてみませんか？

対象 町内在住の40歳以上65歳未満の人で、次に該当する人▼脳卒中後遺症やそのほかの病気・けがにより、医療におけるリハビリが終了した後も、継続してリハビリを行いたい人▼日常生活自立のために訓練が必要

な人
※医療におけるリハビリを要する人や介護保険法に規定する介護認定を受けている人はご参加いただけません

利用日時・期間 毎週木曜日午前9時～10時30分。おむね1年を1期間とします

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

内容 集団体操・レクリエーション・創作活動のほか、個人の状態にあった運動を行います。仲間やスタッフと会話をすることも心のケアになります。理学療法士・作業療法士・保健師・看護師

がリハビリを支援します
そのほか 利用料は月額1000円（創作活動材料代）。希望する人は送迎車による通所も可能です

申込方法 軽い体操も体験できますので、まずは見学にお越しください。利用を検討している人で見学の前に相談したい人には、町理学療法士が訪問してお話を伺います。ご本人・ご家族

さまともにお気軽にお問い合わせください



▲自転車で運動しています。奥では個別指導中



▲体操で体をほぐしています

発想の転換で気持ちを軽く

「考え方のくせを知って、気持ちを楽にしましょう」

ストレスの原因となることは人それぞれです。人は、ストレスを抱えた状態が続くと、『イライラする』『うまく眠れない』『ささいなことでも落ち込む』『気力がなくなる』などさまざまに変化が表れます。

ストレスがなければどんなに楽になるだろうと思いが、生きていくうえでストレスを完全に取り除くことは難しいでしょう。しかし、ストレスを軽くするための方法はいくつもあります。例えば、『考え方をほんの少し変えてみる』ことも一つの方法です。

考え方のくせを知りましょう
人それぞれ、考え方や物事のとらえ方にはくせがあります。例えば、同じ失敗でも「どうしよう」とひどく落ち込んでしまう人もいれば、「また頑張ればいいや」と思える人もいます。それは一種の考え方のくせのようなものです。まず、自分の考え方のくせを客観的に見つめてみましょう。

客観的に見つめてみましょう。

こんなくせはありませんか
▼一度の失敗や良くないことを考えて不安になる→過去にとらわれないよう心がける

▼強い責任感から何でも自分のせいにしてしまう→自分のせいと決めつけない
▼他人の言葉や態度に裏があるのではと深読みしてしまう→深読みしないよう心がける

これらはごく一例です。これまでの考え方のくせをほんの少しでも改めるだけで、気持ちはずいぶん違ってくるものです。

早めの対応をしましょう

そうは言っても、長年の考え方のくせをすぐに変えることは難しいでしょう。体の不調を感じたら、「ストレスがたまっているよ」という疲れたところからのサインかもしれません。その場合、早い段階で変化に気づき、早めに対応することが大切です。かかりつけの医師や心療内科・精神科などで早めに相談しましょう。

子育てを応援します

こんにちは。梅雨が明けると、子どもたちの大好きな『夏』がやってきます。十分な休息と水分補給を心がけて過ごしたいですね。

今回の子育てシリーズは、お子さんがすくすく育つことを願って、テーマごとに分けてお届けします。今回のテーマは『食事』です。



食べ物の好き嫌いについて

大人と子どもの好き嫌いには少し違いがあります。子どもの好き嫌いの原因は、主に『見た目』『におい』『食感』『味付け』などです。『食べやすいやわらかさにする』『料理に混ぜる』『食材を子どもが喜ぶ形に切る』などにし、食べる意欲を引き出しましょう。また、大好きな家族や友達がおいしそうに食べている姿を見ることで「食べたい!」という気持ちがわいてきます。

嫌いな食べ物を一口でも食べられたら、「すごいね!」などとたくさん褒めてあげてください。子どもは褒められることが大好きです。褒められると食べようという意欲につながります。どうしても食べられない食材は、無理強いしないで同じような栄養価のあるほかのもので補えるといいですね。



間食（おやつ）について

子どもの胃はまだ小さく、消化吸収能力が未熟なため、三度の食事のほかに間食で補う必要があります。おやつメニューには、蒸しパン・芋・フルーツ・野菜チップ・ドライフルーツ・ヨーグルト・ミルクプリンなどがおすすめです。

お手伝いできる年齢の子どもには、ホットケーキ・クッキーなどをおうちの人と一緒に作るなどして、おやつを楽しめる工夫をするのもいいですね。



遊び食べについて

スプーンを使って自分で食べ始める時期は、食べ散らかしたり食べ物をこねたりすることもあります。発達段階を受けとめながら、「こうしようね。」などと優しく声をかけて伝えることも大切です。一生懸命口に運んでいる時は見守りましょう。大人が立ったり座ったり、テレビがついていたりすると、食べずに遊んでしまうことがあります。周りに気を散らすものはないかを確認してみるといいですね。席を離れて歩き回ったり遊び始めてしまったりした場合は、繰り返し促しても戻らないようなら食事の時間を終わりにします。一度の食事時間を30分ほどを目安に決めて、楽しい雰囲気の中で食事ができるといいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

町の財政状況を公表します

平成 22 年度下半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 22 年度下半期（平成 23 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 23 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 23 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

企画財政課 ☎888-1111 (223・225)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,071,209	7,323,953	103.6	議会費	132,373	128,612	97.2
地方譲与税	200,500	206,250	102.9	総務費	1,725,020	1,423,141	82.5
地方消費税交付金	381,100	413,661	108.5	民生費	3,910,234	3,004,013	76.8
地方特例交付金	79,287	79,287	100.0	衛生費	1,124,470	908,928	80.8
地方交付税	1,192,194	1,192,194	100.0	農林水産業費	210,899	117,601	55.8
分担金及び負担金	206,076	179,790	87.2	商工費	184,207	122,028	66.2
使用料及び手数料	228,437	214,188	93.8	土木費	2,579,270	1,171,139	45.4
国庫支出金	1,921,091	1,525,096	79.4	消防費	611,829	593,049	96.9
県支出金	728,308	318,637	43.8	教育費	2,245,013	1,627,334	72.5
繰入金	15,309	14,213	92.8	災害復旧費	266,539	0	0.0
繰越金	864,412	864,413	100.0	公債費	1,585,931	1,585,931	100.0
諸収入	421,592	361,289	85.7	諸支出金	576,552	574,302	99.6
町債	1,674,000	1,162,900	69.5	予備費	14,581	0	0.0
その他	183,403	191,992	104.7				
合計	15,166,918	14,047,863	92.6	合計	15,166,918	11,256,078	74.2

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,196,798	4,436,686	85.4	4,223,571	81.3
公共下水道事業	1,964,418	785,214	40.0	1,288,322	65.6
老人保健	17,240	15,083	87.5	15,083	87.5
土地区画整理事業	421,956	520,762	123.4	368,365	87.3
農業集落排水事業	570,266	188,786	33.1	278,379	48.8
介護保険	2,106,226	1,700,392	80.7	1,888,384	89.7
後期高齢者医療	611,581	562,139	91.9	592,276	96.8
合計	10,888,485	8,209,062		8,654,380	

※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的			
収入	935,329	975,891	104.3
支出	935,329	863,131	92.3
区別	予算現額	執行済額	執行割合
資本的			
収入	92,830	59,921	64.5
支出	485,609	403,743	83.1

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	10,848,250
特別会計	10,829,144
公共下水道事業	8,223,161
土地区画整理事業	1,430,910
農業集落排水事業	1,175,073
公営企業会計(水道事業)	741,866
合計	22,419,260

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 23 年 4 月・5 月）における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	1,662,400
減債基金	373,100
その他の基金	2,226,623
国民健康保険支払準備基金	130,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	54,208
介護給付費準備基金	57,075
介護従事者処遇改善臨時特例基金	6,098
土地開発基金(現金)	3,600
合計	4,513,204

平成24年度

町職員採用
試験案内

平成24年4月1日採用予定の町職員を次のとおり募集します。

試験区分・採用予定人数
①のとおり。

受験資格
健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと（町外居住者も受験できます）。

- **一般事務職**
- ▼ **学歴** 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成24年3月卒業見込の人
- ▼ **年齢** 昭和31年4月2日以降に生まれた人

※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます
(特に必要としている職務経験の事例：法制業務、情報処理、耕作放棄地対策、土木建築設計・施工管理等)

- **保育士**
- ▼ **学歴** 保育士の資格を有する人、または平成24年3月までに資格取得見込の人
- ▼ **年齢** 昭和61年4月2日から

平成6年4月1日に生まれた人

● **消防職**
学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成24年3月卒業見込の人

- ▼ **年齢** 昭和61年4月2日から平成6年4月1日に生まれた人
- ▼ **身長** おおむね160センチメートル(女性はおおむね155センチメートル)以上である人
- ▼ **体重** おおむね50キログラム(女性はおおむね45キログラム)以上である人
- ▼ **胸囲** 身長のおおむね2分の1以上である人
- ▼ **視力** 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上である人
- ▼ **色覚** 赤色・青色・黄色の色彩の識別ができる人
- ▼ **聴力** 聴力が正常である人
- ▼ **居住** 管轄区域内および近隣市町村に居住し得る人

欠格事項

- ▼ 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ▼ 日本国籍を有しない人
 - ▼ 成年被後見人または被保佐人
 - ▼ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ▼ 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
 - ▼ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他

団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査を行います。2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は下表②～④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間

- **申込用紙の請求**
- ▼ 申込用紙は総務課に請求
- ▼ 郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して90円切手をはった返信用封筒(12×24cm)および最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください
- **申込期間**
- ▼ 7月1日(金)～29日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▼ 午前8時30分～午後5時15分
- ▼ 郵送は7月29日(金)必着
- **申込方法**
- ▼ 総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

① 試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	5人程度	一般事務
保育士	2人程度	保育業務
消防職	1人程度	消防業務

② 1次試験

試験方法	試験区分・科目	試験内容
択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※1)	A(大学卒)	公務員として必要な大学で履修した程度の一般の知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈
	B(短大・高校卒など)	公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般の知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈

③ 2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査(消防職の場合は、体力測定を行う)

④ 試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月18日(日)	11月中旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京二丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月中旬ごろ、本人に通知します	12月中旬に、本人に通知します

⑤ 新卒者給料

職種	初任給(平成23年4月現在)		
	高校卒	短大卒	大学卒
一般事務職	140,100円	152,800円	172,200円
保育士		152,800円	172,200円
消防職	158,100円	172,000円	187,500円

- ▼ 学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
- ▼ 給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※1 ただし、1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料といたします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (211・212)

男女共同参画社会 づくりにむけて



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課 ☎888-1111 (271～273)

配偶者暴力 (DV) とは何ですか？

配偶者暴力 (DV) とは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。

暴力は、殴る・けるなどの身体的暴力だけでなく、人格を否定するような暴言や、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くあります。

【身体的暴力】の例

平手で打つ、足でける、髪を引っ張る、もので殴る、首を絞める、腕をひねる、引きずり回す、ものを投げつける 等

【性的暴力】の例

嫌がっているのに性行為を強要する、無理にポルノ等を見せる、中絶を強要する 等

暴力

【精神的暴力】の例

大声でどなる、何をいっても無視して口をきかない、人前でばかにする、誰のおかげで生活できるんだなどという、生活費を渡さない、友人・親族との付き合いを制限する、大切なものを壊す、仕事をやめさせる、こどもに危害を加えるといった脅す 等

まず、警察 そして役場相談窓口 秘密は守ります

■ 問い合わせ ▼ 牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼ 阿見町役場 ☎ 888-1111 (271・273)

国の第3次男女共同参画基本計画 「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」

「第3次男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして平成22年12月に閣議決定されました。その中で、男女共同参画を進めるべき分野として15の重点分野を設定しており、幅広い分野が網羅されています。男女共同参画社会の実現は女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、その目標として次の4つを掲げています。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関し国際的な評価を得られる社会

特徴として、「男性・子どもにとっての男女共同参画」などの重点分野が新設されております。

■ 町男女共同参画市民講座開催

阿見町では男女共同参画社会の実現を目指して、町民を対象に行ったアンケート調査・分析・計画策定を進めています。その計画に先立ち男女共同参画社会の実現に向けての市民講座を開催します。

とても具体的でわかりやすく、楽しい講座です。(詳細は、広報あみ6月号お知らせ版に掲載)

講師: 長谷川幸介氏 (茨城大学准教授)

その他: 参加無料・申し込み不要

問い合わせ: 町民活動推進課 湯原(勝)・湯原(和) ☎ 888-1111 (271・273)

「町民活動団体」の情報を公開しています

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-273)

以前、広報あみ4月号で一部ご紹介しました「町民活動に関するアンケート」において、社会貢献活動を展開されていると回答いただいた団体、また回答内容から活動が社会貢献活動にあたと判断した団体の中で、活動状況等をご提出くださった団体の情報をまとめ、町ホームページにおいて分野ごとに情報公開しています。

「町にはどんなNPO・ボランティア団体があるのだろう」

「ボランティアなどやってみたいけれど、具体的にはどういう活動があるのかわからない」

「今ある団体と協力して何か活動してみたい」

そんな風に思われている人はぜひ一度ご覧ください。

また、インターネットをご覧いただけない人や「連絡を取ってみたいけれど、直接団体の代表者に連絡するのは少し気が引ける」と感じる人は、「阿見町町民活動センター」において情報を提供したり、仲介することも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

なお、現在公開されている団体名と活動分野を下記で簡単にご紹介します。

活動分野	団体名	活動分野	団体名
保	阿見町シルバー・リハビリ体操指導士会	環	おおぞらグループ
保・福・子	NPO 法人 アニマルセラピー協会	環	クリーンタウン AMI
保・福	筑見いきいき	環・他支	神田池を保全する会
保・福・ま・学・科・消	NPO 法人 日本ヤーコン協会	環・子	おもちゃ病院
福	おむすびの会	社・ま・環	阿見・里山ワンダーランドの会
福	NPO 法人 まい・あみ	社・ま・経・他支	あみ自然再生ネットワーク
福	阿見点字サークル	社・ま・安・子	筑見カチカチ
福	輪道会	社・ま・学	牛久助郷一揆義民顕彰会
福	阿見朗読の会	ま・安	百笑の会
福・生	シンワサロン	ま・学・芸ス・子	NPO 法人 阿見アスリートクラブ
福・芸ス	喜和会	子・その他	阿見土曜クラブ
福・芸ス	臨床美術	子	おはなしポシェットの会
福・その他	田舎のたまり場 ゆのはら	芸ス・子	くればすの会
福・社・人	ひだまりの会	その他	筑見区高齢者等送迎システム「ふれあい」
福・社・学・情	阿見手話サークル たんぼぼ	その他	西美会
環	阿見緑の会	その他	阿見町介護サークル 人仁の会
環	あみエコクラブ		

保…保健医療 福…福祉増進 子…子供育成 ま…まちづくり 学…学術文化 科…科学振興

消…消費者保護 生…生涯学習 芸ス…芸術・スポーツ 社…社会教育 人…人権擁護

情…情報化 環…環境保全 他支…他団体支援 経…経済活性化 安…地域安全

随時、情報公開したい町民活動団体を募集しています（一定の要件を満たしている必要あり）。詳細については、町ホームページをご覧ください。

子どもと高齢者の 交通事故防止

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

平成22年中の高齢者(65歳以上)の死者数は102人で、全体の49.8%を占め全国ワースト1位となっていて、状態別では、歩行中(49人)が最も多く、中でも横断中が38人となっています。

また、子どもの死者数は5人、負傷者数は1,375人となっていて、特に小学校低学年では「歩行時」、高学年になると「自転車乗車中」が多数を占めています。

交通事故から身を守るために



歩行者は 反射材を！



- 道路を横断する際、一旦止まって右左の安全を必ず確認してください
- 明るい服装で、反射材等を身につけてください
- 懐中電灯の携行に心掛けてください

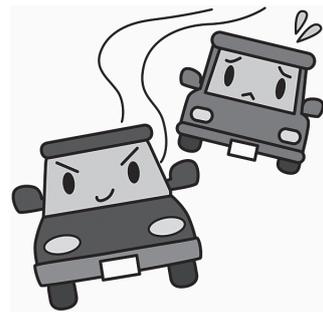
自転車に 乗るときは



- 見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する
- 歩行者優先、歩行者に道を譲る
- ヘルメットは必ず着用する
- 二人乗りなどの違反行為はしない

周囲の運転者の順守事項 高齢運転者標識を表示した普通自動車に対して幅寄せや割り込みをした自動車運転者は処罰されます

- 5万円以下の罰金
- 反則金(大型車7,000円、普通車または二輪車6,000円、小型特殊自動車5,000円)
- 基礎点数1点



『夏の交通事故防止県民運動』

7月20日(水)から8月20日(土)までの32日間は、夏の交通事故防止県民運動期間です。

●重点項目

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

●スローガン

「あぶないよ よそみ いねむり けいたいでんわ」

県民一人ひとりが交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図りましょう。

町民活動センターだより

《えがお》

町民活動センター ☎888-2051 業務時間：月曜日を除く午前10時～午後9時

町民活動センターに登録し活動をしている皆さんが、避難所『まほろば』でボランティア活動を展開

3月29日から福祉センター『まほろば』が町指定の避難所になり、4月～5月いっぱいまで福島県からの避難者3家族6人の皆さんが生活されました。この避難所開設を契機に、阿見町での避難生活を少しでも安らいでいただくという思いから、さまざまな皆さんがボランティアとして避難所生活をサポートし、町民活動センターで活動されているボランティアの皆さんも活動センターの声掛けに応え積極的に活動されました。

■定期的にボランティア活動をされた皆さん

一週間のタイムスケジュールを組み、避難所開設当初から定期的にサポート。興味あるサポートを受けていただきました。午前中は、町民活動センターの利用団体と健康独立会メンバーによるマッサージを中心とし、午後には町民活動センターで活躍されている講師による陶芸教室やパソコン教室を行いました。また、町民活動センター長が中心となり定期的にコミュニケーションの時間も設けました。

週末は、参加可能な団体の活動もご案内しつつ、基本的には自由に過ごしていただく時間と考え、ある程度スケジュールが組まれた平日と自由な休日という生活をご提案しました。

避難者の皆さんは、特に最初のころ身体的にも精神的にも疲れていたもので、マッサージは好評でした。また、物づくりという観点から、陶芸をとて気に入ってくださったようで、作品づくりを楽しんでおられました。パソコンで動画を観たり、各種ホームページを観ながら避難情報を入手したりといった時間も含め、定期的に予定があることで、時間をどのように過ごそうかと途方に暮れることもなく、生活にリズムができたことを喜ばれ、避難生活をサポートされたボランティアの皆さんの活動に対して感謝の声が寄せられました。

■イベント的にボランティア活動をされた皆さん

上述した定期活動のほか、さまざまな団体・個人の皆さんにより支援が催されました。

- ▼4月8日 深呼吸体操
- ▼4月12日 コミュニケーション
- ▼4月15・29日 足つぼマッサージ健康体操
- ▼4月20日 そば打ち実習体験&食事会
- ▼4月27日 音楽演奏で安らぎを
- ▼4月29日 激励会地元料理でおもてなし
- ▼5月13日 そばを食べながらコミュニケーション
- ▼5月18・25日 鍼灸^{しんきゅう}マッサージ・精神ケア
- ▼5月21日 美杉会発表会招待



このようなひと時も、避難者の皆さんにとって心休まる時間となったようです。

■日常のお手伝いをいただいているボランティアの皆さん

緊急的な避難であったことから不便をきたしていた日常生活を支える活動も展開されました。

- ▼引っ越し、ハローワークなどの送迎、お手伝い
- ▼福島県の移動に自動車の貸し出し

そのほかにも、避難所生活に必要な支援物資を数多くの皆さんにご提供をいただきました。また、『まほろば』を管理されている事務・用務の皆さんとのコミュニケーションも心の癒やりに繋がっていたようです。

以上のような内容で、4月・5月と『まほろば』避難所生活のサポートをボランティアの皆さんを中心に行い、町民活動センターはそのコーディネートを役割として担ってきました。5月いっぱい避難所は閉鎖されましたが、引き続き福島第一原子力発電所20km圏内にお住まいの皆さんを中心に、避難生活は長期にわたることが予想されます。今後とも、町民活動センターはそのような避難者の皆さんが少しでもリラックスされて避難生活を送られるよう、可能な限りのサポートをしてまいります。まだまだ、NPO法人・ボランティアの皆さんのご協力が必要な場面もありますので、ご支援いただける人は町民活動センターにご連絡ください。

放射線について、正しい理解を深めましょう

放射線「Q & A」

環境政策課 ☎ 888-1111 (127)

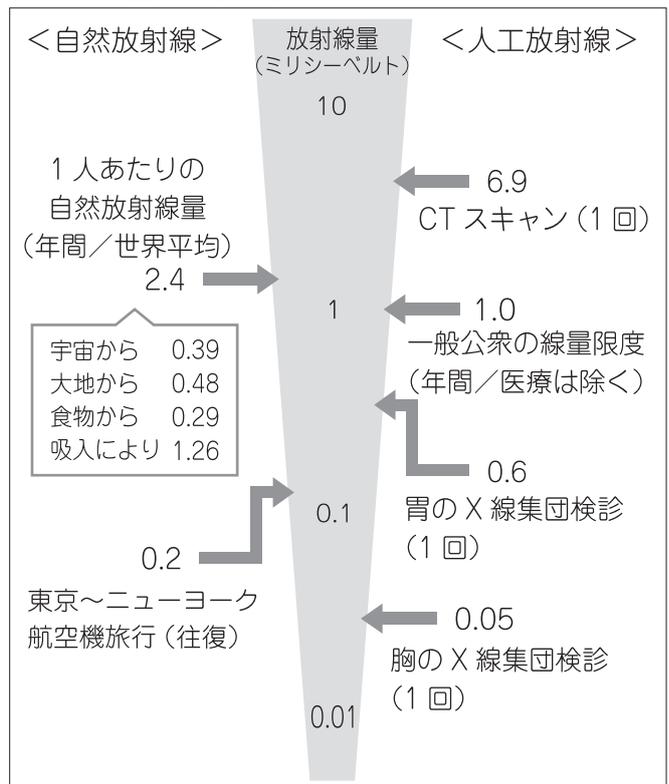
Q1 日常生活で受ける放射線はどれくらいですか？

私たちは、日常生活の中で、『自然放射線』を受けるとともに医療放射線を中心とした『人工放射線』も受けて暮らしています。『自然放射線』も『人工放射線』も、体に受ける放射線の量（シーベルト）が同じであれば、その影響も同じです。

- 世界平均の1人あたりの『自然放射線』量は、年間2.4ミリシーベルトです。
 - 日本人平均の1人あたりの『自然放射線』量は、年間1ミリシーベルト～1.5ミリシーベルトです。
 - CTスキャンの『人工放射線』量は、1回あたり6.9ミリシーベルトです。
 - 胃のX線集団検診の『人工放射線』量は、1回あたり0.6ミリシーベルトです。
 - 東京～ニューヨーク航空機旅行（往復）による『自然放射線』量は、0.2ミリシーベルトです。
 - 胸のX線集団検診の『人工放射線』量は、1回あたり0.05ミリシーベルトです。
- ※ 1ミリシーベルト (mSv) = 1,000 マイクロシーベルト (μSv)

▶ 電気事業連合会「原子力・エネルギー図面 2010」をもとに作成

▼図：日常生活と放射線



Q2 子どもを外で遊ばせても大丈夫ですか？

次の表は、町で5月25日・26日に行った、町内保育所・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の校庭・園庭における放射線の測定結果です。

地上50cmでの平均値(範囲)	地上1mでの平均値(範囲)
0.390 (0.281 ~ 0.533)	0.368 (0.249 ~ 0.506)

※単位：マイクロシーベルト毎時

この値は、文部科学省が発表した子どもの屋外活動を制限すべきレベルではありませんが、子どもが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるための留意事項として、次の点が示されています。

- 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする
- 土や砂を口に入れないように注意する
- 土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする
- 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める
- 登校・登園時および帰宅時には、靴の泥をできるだけ落とす



▲計測機器：環境放射線モニタ PA-1000 Radi

Q3 『ベクレル』と『シーベルト』とはどういう意味ですか？

ヨウ素やセシウムが放射線を出す能力が『ベクレル』です。一方、放射線の体への影響がどれだけあるかを数字で表したものが『シーベルト』です。

■ ■ ■ ■ ステージでの催し ■ ■ ■ ■

8月6日(土)

まい・あみジュニアフェス 午後3時30分～5時 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

常陸陣太鼓 午後5時～5時30分 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなパチさばきをお楽しみください。

アミューズフェス 午後5時30分～8時 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

8月7日(日)

まい・あみアンバサダーオーディション2011 午後3時～4時 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。その中から、まつりのPRや町の観光事業等に参加してくれるアンバサダー(大使)を3人選びます。さて、今年はどうなアンバサダーが選ばれるのでしょうか? ご期待ください。

キャラクターショー 午後4時～4時45分 『時空戦士イバライガー』がステージ上で大活躍! IBARAKIには、本物のヒーローがいる!

チャリティー握手会 午後5時20分～6時 あみ大使(藤田加奈子・ノブ&フッキー・薬師るり)やイバライガーと握手・撮影会などを行います。

芸能ショー 午後6時30分～8時30分 あみ大使と『テツ and トモ』の楽しいショーをお楽しみください。

■ ■ ■ ■ ストリートでの催し ■ ■ ■ ■

8月6日(土)

町内の神輿・山車 子ども神輿:午後4時巡行・大人神輿:5時30分巡行 はんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月7日(日)

音楽パレード 午後3時5分～3時45分 町内の小学生による演奏です。この日のために一生懸命練習して登場します!

よさこいソーラン 午後3時50分～5時20分 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。ご期待ください!

盆踊り 午後6時15分～7時30分 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。



■ まい・あみ・まつりボランティア募集のお知らせ

①ステージ式典部会

日時:8月5日(金)午前～8日(月)午前 ※時間は要相談、一部でも可
内容:ステージの事前準備、後片づけ、当日のステージ運行補佐など

②パレード神輿部会

日時:8月7日(日) 午後5時～9時 ※時間は要相談
内容:盆踊り参加団体の案内、プラカード、演技中の警備など

③広報協賛金部会

日時:8月6日(土)・7日(日) 午後2時30分～9時 ※どちらの日または短時間でも可
内容:まつり会場の整理、ごみ拾いなど

●申込方法:ご希望の部会を7月15日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

まつり会場内で東日本大震災の義援金を募集します。ご協力をお願いいたします。

〈広告欄〉

お米をご自宅まで配達します!

茨城県 阿見町産のコシヒカリ
“精米5kg 1,600円”

こちらを見てご注文いただいた方に限り、の大特価☆

※初回のお客様限定企画です(7月末日まで)
※1家族1袋限定の価格です(2袋目以降は通常価格1,800円です)
※町内の配達に限ります

↓お電話にてご注文をお願いいたします↓

地産地消をご存知ですか

これは、地元で生産された安心・安全な野菜等を地元で消費することにより、長距離輸送時の排気ガス等を抑える環境にやさしい生産・消費のことで。

JA茨城かすみ 阿見営農経済センター

茨城県稲敷郡阿見町若栗 2243-4

TEL 029-889-0621 (休業 毎週土曜日、7/17)

お知らせ

Information

節電をお願いします！

震災の影響により、今年の夏は電力供給の大幅な不足が予想されます。町でも節電対策に取り組んだ結果、4月の本庁舎の電気使用量は対前年比17%の削減となりました。今後も、間引き照明やエアコン温度管理の徹底などにより、さらなる節電に取り組んでいきます。町民の皆さんには各町施設においてご不便をおかけすることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。また、皆さんの家庭や事業所で最大限の節電の努力をすることが安定した電力供給につながりますので、積極的な節電への取り組みをお願いします。

▼問合せ 環境政策課 ☎ 888 1111 (127)

コスモス種まきの参加者募集

毎年、国道125号バイパスにおいて清掃活動やコスモスの種まきといった環境美化活動が、ボランティアの皆さんにより行われています。今年も次の

とおりコスモスの種まきを行いますので、興味のある人は当日ぜひご参加ください。なお、今年度は8月下旬と2月に清掃活動を予定しています。

▼期日 7月9日(土) ▼雨天の場合は10日(日)に延期 ※態度決定は午前7時30分(問い合わせは左記へ)

▼時間 午前8時30分から

▼場所 URURU阿見店(国道沿い工業団地入口付近パチンコ店) 駐車場集合 ※駐車場は奥から詰めて駐車

▼内容 国道125号バイパス(中央〜島津間の約3km)のコスモス種まき

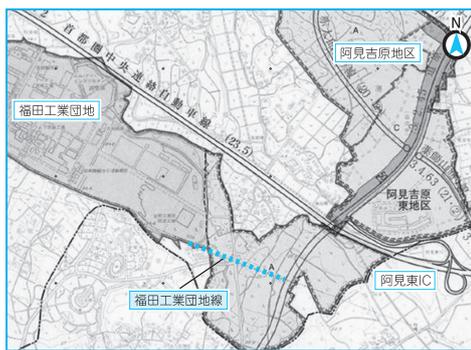
▼その他 汚れてもよい服装
▼問合せ 花ひらくまち推進委員会事務局(町民活動推進課内) ☎ 888 1111 (273)

『土浦・阿見都市計画に関する公聴会』開催

土浦阿見都市計画の変更(追加)案を作成するにあたり、皆さんからのご意見をいただくため、公聴会を開催します。なお、

公聴会は、公述申出人がいる場合にのみ開催します。

▼期日 7月22日(金)
▼時間 午前10時から
▼場所 役場3階305会議室
▼内容 土浦・阿見都市計画道路「福田工業団地線」の変更(追加)



▼素案の閲覧 7月6日(水)〜14日(木)の間、都市計画課窓口にて ※土・日を除く

▼申出方法 素案の内容に対して公聴会で意見を述べることが希望する場合、7月6日(水)〜14日(木)の間に、公述申出書(都市計画課に備え付け)を郵送または直接左記へ提出する ※郵送の場合は7月14日(木)必着

▼提出先 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号阿見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)

▼問合せ 都市計画課計画係 ☎ 888 1111 (244)

『ファイリングパーティー』参加者募集

▼期日 7月23日(土)
▼時間 午前10時〜午後1時
▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼対象 20歳〜49歳の独身男女
▼募集人数 男女各20人 ※申込多数の場合抽選

▼参加料 ▼男性：2000円 ▼女性：1500円(結婚相談所会員の人がおび今回会員登録する人は500円割引)

▼申込期間 7月15日(金)まで
▼申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、身分証明書のコピーを添えて左記へ申し込む

▼申込 問合せ 〒300 0331 阿見町阿見4671-1 社会福祉協議会 ☎ 887 0084 FAX 887 9934

(社)シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 7月19日(火)
▼時間 午前10時〜正午
▼場所 (社)シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
▼問合せ (社)シルバー人材センター ☎ 888 12036

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号 【本社】阿見町美穀 1283-10 TEL.029-842-7196
(株)美都住建 【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

リフォームのことなら増改築相談員がいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

住宅エコポイント対象製品
 今お使いの窓に
 カンタン付け
画 イフ-プラス
 防音・断熱内窓
 詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許(3)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200

- ▼ **町民活動センターから**
- ▼ **ボランティア入門講座**
- ▼ **期日** 7月24日(日)
- ▼ **時間** 午前10時～正午
- ▼ **テーマ** ボランティアとの出会いは
- ▼ **講師** センター長 楠康夫氏
- ▼ **参加料** 無料
- ▼ **夏休みポスター作成講座**
- ▼ **期日** 7月16日(土)・23日(土)・30日(土)
- ▼ **時間** 午前10時～正午
- ▼ **講師** 和田泰子氏
- ▼ **内容** 夏休み課題ポスターの作成指導
- ▼ **参加料** 1000円
- ▼ **フラワーアレンジメント講座**
- ▼ **期日** 7月26日(火)
- ▼ **時間** 午前10時30分～正午
- ▼ **講師** 小林よし子氏
- ▼ **募集人数** 20人(定員で締切)
- ▼ **参加料** 1500円(花器・花瓶含む)
- ▼ **持参品** はさみ
- ▼ **これから始めるパソコン「超入門失敗しないパソコンの買い方講座」**
- ▼ **期日** 7月19日(火)
- ▼ **時間** 午前10時～正午
- ▼ **内容** ①パソコンって何? パソコンで何が出来るの? ②何ぞをそろえればいいのか(周辺機器など) ③どこで買えるのか(5)どのくらいするの(購入費用など)
- ▼ **講師** 成田清和氏
- ▼ **募集人数** 30人程度
- ▼ **参加料** 500円
- ▼ **パソコン学習会**
- ▼ **期日** 7月5日(火)・12日(火)、および毎週水曜日
- ▼ **時間** 午前10時～正午
- ▼ **講師** 成田清和氏
- ▼ **募集人数** 各20人程度
- ▼ **参加料** 各回500円
- ▼ **持参品** ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください(貸し出しもありますのでご相談ください)
- ▼ **パソコンなんでも相談室**
- ▼ **期日** 7月9日(土)
- ▼ **時間** 午後1時30分～3時
- ▼ **内容** 購入からインターネットへの接続・パソコン利用法・トラブル解決法など
- ▼ **講師** NPO法人いばらきIT普及協議会
- ▼ **募集人数** 10人(定員で締切)
- ▼ **参加料** 500円
- ▼ **「阿見おもちゃ病院」開院**
- ▼ **期日** プラレール・ミニカー・ラジコンカー・電子ゲーム・楽器人形など、いろいろな子どものおもちゃを無料(交換部品代のみ実費負担)で修理します。

町土地開発公社宅地分譲のご案内

岡崎一丁目にある宅地の公募抽選による分譲を行います。当地は、交通至便な場所に位置しており、6m 舗装道路・都市ガス・上下水道などの基礎施設も整備されているので、健全な宅地利用が可能です。なお、土地開発公社より直接販売するため、媒介手数料・登記手数料は必要ありません(収入印紙代・登録免許税等は、別途必要です)。

- ▶ **分譲地** ①岡崎一丁目13番7・8 ②岡崎一丁目19番5 ③岡崎一丁目20番24
- ▶ **区画数** 3区画(②は分割可能)
- ▶ **面積** ①216.57㎡ ②447.58㎡(223.84㎡/223.74㎡) ③282.93㎡
- ▶ **価格** ①6,996千円 ②14,715千円(7,784千円/7,780千円) ③9,821千円
- ▶ **申込期間** 7月8日(金)～14日(木) 午前9時30分～午後3時30分
- ▶ **申込場所** 町土地開発公社(都市計画課内)
- ▶ **抽選日時** 7月16日(土) 午前10時から
- ▶ **抽選場所** 役場3階305会議室
- ▶ **問合せ** 町土地開発公社(都市計画課内) ☎888-1111(244・246)



大切なおもちゃが壊れたら持ってきてください。
 ▼ **期日** 7月10日(日)
- ▼ **時間** 午後1時～3時
- ▼ **講師** 金子隆氏
- ▼ **申込方法** 電話または直接左記に申し込む
- ▼ **※場所はすべて町民活動センター**

▼ **申込・問合せ** 町民活動センター ☎888-12051(月曜日を除く午前10時～午後9時) ▼ **Eメール**: ami-vol@b201.plala.or.jp
 ▼ **ホームページ** http://busi.ness4.plala.or.jp/ami-vol/

〈広告欄〉

<p style="text-align: center;">夢実現を応援する青春の学舎</p> <p>＜オープンスクール＞ 7月29日(金) 7月30日(土) 9:00AMより本校にて 8月6日(土) 8月25日(木) ※8月25日は部活動体験会</p> <p style="text-align: center;">霞ヶ浦高等学校</p> <p style="text-align: center;">〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380 URL. http://www.kasumi.ed.jp</p>	<p style="text-align: center;">たくましさと優しさを共に育てる。</p> <p>＜オープンスクール＞ 7月9日(土) 10:00AMより本校にて 8月20日(土) ※本校ホームページよりお申し込み下さい。</p> <p style="text-align: center;">霞南至健中学校</p> <p style="text-align: center;">〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016 URL. http://www.kananshiken.ed.jp</p>
---	---

7月26日(火)は特別展準備のため臨時休館です

●第1回特別展「土門拳のまなざし―戦中戦後と“幻”の写真」

「写真の鬼」と呼ばれた土門拳の写真展。“幻”の予科練の写真も一堂に会します。

開催日時 7月28日(木)～10月30日(日) 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館) ※8月15日(月)は開館します

観覧料 ▼特別展のみ: 大人200円(160円)、小中高生100円(80円) ▼常設展とのセット券: 大人600円(480円)、小中高生350円(280円) ※ ()内は20人以上の団体料金

場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール

※第1回特別展準備のため、7月26日(火)は臨時休館いたします。ご了承ください

●7月のイベント

▼よみきかせ「おはなしおさんぽの会」

期 日 7月16日(土)

時 間 ①午前10時30分から ②午後2時から ※それぞれ約30分

内 容 当日お知らせします

場 所 予科練平和記念館ラウンジ

参加料 無料

▼お話し会「対談 激闘予科練」

期 日 7月17日(日)

時 間 午後2時～3時

場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール

参加料 観覧チケットが必要

▼講演会「阿見大空襲の悲劇」

期 日 7月24日(日)

時 間 午後2時～3時

場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール

参加料 観覧チケットが必要

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:7月7日(木)8月4日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 47,881人 (+ 18) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,109世帯 (+ 45) ▽()内は前月比 (6月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

7月の納税等

固定資産税(2期)

後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 8月1日(月)

8月の納税等

町県民税(2期)

国民健康保険税(3期)

後期高齢者医療保険料(2期)

介護保険料(3期)

納期限 8月31日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 5月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	14人 (- 3)
出場件数 14件 (- 5)	中 傷	1人 (- 2)
※4月は22件を19件に訂正	重 傷	1人 (- 1)
※救急車の適正な利用を	死 亡	0人 (± 0)
お願いします	合 計	16人 (- 6)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店

～町長への手紙を送るには～

- 郵送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページのトップページ下段『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼**ホームページ**:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼**Eメール**:tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人私郵便

阿見支店
承認
137

差出有効期間
平成24年11月
30日まで



(切手をはらずにそのまま投かんしてください)

〈折れ線〉